# 秋田県 小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業申請書 (妊よう性温存療法分)

秋田県知事 あて

次のとおり申請します。

								年		月		日	
申請者	ふりがな							妊よう	性温存	療法を受	きけた者	香との関係	
	氏名												
	生年月日		年	月	日生		男	• 7	<del></del>				
	・性別	〒 -	'				,,						
	住所												
	電話番号		※原則必須	リ番号 (12桁) に 登録出来ない場 由を下欄に記載									
	患者ア 登録出来												
妊よう性温 存療法を(申 請者としば記 入不要)	ふりがな												
	氏名												
	生年月日 ・性別		年	月	日生		男	• 3	<del>ل</del>				
	住所	〒 -											
	電話番号			_			_						
								目の申					
								回目の申請 回目の申請は秋田県)					
VA€							2回	_ : : :		よの判決		`	
							目の申請は他の都道府県) 道府県名 { } }						
秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成 事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けていますか 「はい」の							は い」の場		<b>・</b> 助成を		<b>いえ</b> とはで	きません	
添付書類	□ 秋田県県の (秋田よ県の (秋田よ県の (秋田よ県の (秋田よ県の (秋田より) (秋田には)	たものに②) 県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業に係る証明書 :う性温存療法実施医療機関)(様式第1-2号) 県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業に係る領収金額内訳証明書 :う性温存療法実施医療機関の連携機関)(様式第1-3号) 象となる費用がない場合は省略可 県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業に係る証明書 患治療実施医療機関)(様式第1-4号) 時に秋田県内に住所を有していることが確認できる住民票 人番号の記載がなく、発行から3か月以内のもの (受精卵)凍結に係る治療かつ事実婚の場合は、両人の住民票											
	<胚(受精 □ 戸籍謄4	<胚(受精卵)凍結の場合>											
	※発行が	ヽら3か月り		11:+ 4+ L 164	四していて	ナヤマ	<del>+</del> 7 -	し_ よミナセニ	カナモ	フ担人に	ナル m々	,	
	※2回目の申請で、住民票により法律上婚姻している夫婦であることが確認できる場合は省略可 ※事実婚の場合は、両人の戸籍謄本												
	□ 事実婚の	)場合は、事	実婚関係に	関する申立	書(様式第	1 – 5	号)		- 1				
振 込 先	<u>フリカテ</u> ロ 座 名 義			金融機関名				支 店	名			支店	
	口座種別	普通	当座	口座番号					T				
以下の事項に	ついて同意	します。(『	司意いただけ	けない場合は	、本助成	を受ける	ことが	できま	せん)	1	- 1		
・本事業の趣旨を理解し、国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法に関する研究促進事業」実施のために日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・生殖医療学会が妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究を適切に行えると認める者に対して、当該の情報を提供すること。 ・助成の適正を判断するために必要な場合、治療を受けた医療機関へ治療内容等の照会を行うこと。 ・本事業の助成状況について他の地方公共団体へ照会及び提供をすること。													
年 月 日								※秋田県使用欄					
申請者氏名 (自署)								申請者番号					
						_		助成	決			円	

#### ◎注意事項

- 1 妊よう性温存療法を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄には親権者名又は未成年後見人名を記載してください。
- 2 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 3 助成決定金額は、秋田県から文書で通知します。
- 4 助成の対象となる治療費は、妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 5 助成額は、妊よう性温存療法に要した医療保険適用外費用であり、 精子は3万円、精子(精巣内精子採取)は35万円、胚(受精卵)は35万円、 未受精卵子は20万円、卵巣組織は50万円が上限となります。
- 6 助成回数は、通算2回までです(異なる治療を受けた場合であっても通算2回までです)。
- 7 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
- 8 助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第1-3号の発行を依頼してください。
- 9 医療機関によっては、様式第1-2号、様式第1-3号及び様式第1-4号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 10 本事業に参加する方の妊よう性温存療法に関する診療情報は、医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム(JOFR)」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会が助成申請の内容と結果について各都道府県に対して照会を行うことがあります。日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。

#### 申請方法

## \*\* 持参の場合 \*\*

受付窓口:秋田県健康福祉部 健康づくり推進課 がん・生活習慣病対策チーム(県庁2階)

受付時間:8時30分~17時15分

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

#### \*\* 郵送の場合 \*\*

宛先:〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部 健康づくり推進課 がん・生活習慣病対策チーム

- ※ 特定記録や簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。 (郵送料は申請者がご負担ください。)
- ※ 申請に関することで連絡する場合がありますので、 必ず申請書に電話番号をご記入ください。

### 問合せ先

秋田県健康福祉部 健康づくり推進課 がん・生活習慣病対策チーム

電話:018-860-1428(直通)